

## 千葉工業大学共同研究規程

平成5年4月1日

制定

最終改正 令和5年7月20日

(目的)

**第1条** この規程は、千葉工業大学（以下「本学」という。）の専任教員又は専任研究員が、民間等外部機関（以下「外部機関」という。）と実施する共同研究の取扱いについて定め、研究活動の活性化と科学技術の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において「共同研究」とは、外部機関から研究者及び共同研究に係る研究費（以下「研究費」という。）又はそのいずれかを受け入れて、本学の専任教員又は専任研究員が当該外部機関と共通の課題について共同して行う研究をいう。

(条件)

**第3条** 共同研究は、本学学則第4条の2第1項各号に定める研究機関（以下「各研究所」という。）を通じ受け入れるものとする。

2 共同研究は、本学の教育研究に寄与する優れた研究成果を期待できるものであり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

(申請)

**第4条** 共同研究の申請をする外部機関は、共同研究を希望する本学の専任教員又は専任研究員（複数の場合はその代表者。以下「共同研究担当者」という。）と協議の上、共同研究申請書（以下「申請書」という。）及びその他必要な書類を学長に提出するものとする。

(受入れ審査)

**第5条** 学長は、前項の申請があったときは、各研究所の所長（以下「所長」という。）にその内容を通知するものとする。

2 所長は、前項の通知に基づき、研究内容を確認のうえ受入れの可否について、その結果を学長に報告するものとする。

3 学長は、受入れを承認したときは、理事長に報告し、理事長が裁可する。

(契約の締結)

**第6条** 受け入れが決まった共同研究については、原則として法人所定の様式により共同研究契約を締結するものとする。

(研究費の納付)

**第7条** 外部機関から研究費を受け入れて実施する共同研究の場合、外部機関は、共同研究契約書に定める研究費（消費税を含む。）を原則として研究期間開始前までに納入するものとする。

2 納付された研究費は、原則として返還しない。

(一般管理費)

**第8条** 研究費を受け入れる場合、本学の研究環境・施設管理に必要な経費に充当するため、

研究費の15%を一般管理費として徴収するものとする。ただし、公的研究費等、間接経費として受け入れる場合は、「競争的資金等に係る間接経費の取扱要領」に準拠して取扱うものとする。

2 外部機関の事情により、一般管理費15%に相当する額と異なる額とする必要がある場合には、外部機関側と協議のうえ決定する。

(支出)

**第9条** 研究費は、当該研究の目的達成のため必要かつ適正と認められるものに支出するものとする。

(研究設備等の受入れ)

**第10条** 共同研究の遂行上必要がある場合、共同研究を実施する外部機関からその所有に係る設備等を受入れることができるものとする。この場合における設備等の搬入及び据付けに要する経費は外部機関が負担するものとする。

(契約の解除又は変更等)

**第11条** 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、共同研究を中止し契約を解除することができる。

(1) 外部機関が研究費を定められた期日までに本学に納入しなかった場合

(2) 天災その他やむを得ない事由により、共同研究の遂行が困難となった場合

2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、共同研究の契約を変更することができる。

(1) 共同研究の遂行上、研究費の額を増額する必要がある生じた場合

(2) 共同研究の遂行上、期間変更の必要がある生じた場合

(3) 天災その他やむを得ない事由により、共同研究の契約内容を変更する必要がある生じた場合

(研究中止等に伴う研究費の取扱い)

**第12条** 共同研究を中止した場合において、研究費に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を外部機関に返還することができる。ただし、外部機関からの申し出により中止する場合には、原則として共同研究に要する経費は、返還しない。

2 共同研究を完了又は中止したときは、第10条により外部機関から受け入れた設備等を、速やかに当該外部機関に返還するものとする。この場合における撤去及び搬出に要する経費は、当該外部機関が負担するものとする。

(研究報告書)

**第13条** 研究担当者は、共同研究が完了したとき、研究報告書を速やかに外部機関に送付し、同時に一部を学長に提出するものとする。

(研究成果の公表)

**第14条** 研究成果については、公表を原則とするものとする。公表の時期・方法については、外部機関と協議し、適切に定めるものとする。

(知的財産権等の取扱)

**第15条** 共同研究により生じた知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権等）の帰属に関しては、原則として発明者に帰属するものとし、当該知的財産権の実施に関しては、外部機関と協議のうえ定めるものとする。

(秘密の保持)

**第16条** 共同研究担当者は、共同研究の実施に際して、相手方から提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報については、共同研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。ただし、書面により事前に外部機関の同意を得た場合は、この限りでない。

(研究経費の精算)

**第17条** 共同研究担当者は、研究完了に際して研究経費の精算書を教学センターに提出するものとする。

(設備・備品)

**第18条** 研究費で購入した設備・備品は本学に帰属するものとする。

(規程の改廃)

**第19条** この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

#### 附則

この規程は、平成5年4月1日より施行する。

#### 附則

この規程は、平成22年5月28日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成28年3月30日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、令和3年4月26日から施行する。

#### 附則

この規程は、令和5年7月20日から施行する。